

令和 2 年 6 月 2 4 日

個人情報保護委員会

地方公共団体の個人情報保護制度に関する懇談会における 実務的論点の整理に向けて

1. 個人の権利利益の保護の必要性

- ・個人情報保護法では、地方公共団体は「その地方公共団体の区域の特性に応じて、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する」（法第 5 条）と規定。
- ・法の許容する範囲で地方公共団体が創意工夫を行うことは望まれること。
- ・一方、地方公共団体ごとに個人情報保護条例が異なり、また、一部の地方公共団体を取り扱う個人情報については個人情報保護条例の対象となっていない現状について、どう評価するか。

2. 官民通じた保護と利活用の適切なバランス

- ・地方公共団体のパーソナルデータに係る利活用の期待は高い。
- ・個人情報の保護と利活用は、車の両輪。
- ・利活用側として主に想定される民間側の法制とも整合的である必要性。

3. 個人情報保護条例の規律の調和

- ・地方公共団体の個人情報保護については、当初、先駆的団体によって国に先んじて導入された経緯や、現在、個人情報保護条例が存在するという事実も踏まえた議論が必要。
- ・一方、個人の権利利益の保護という観点から見た際に、ナショナルミニマムの実現という視点も重要。
- ・民間部門と規律の差異を設ける必要性が低く、公益的にみてもデータの流通に対するニーズが高い分野（例：医療・学術）の取扱いも論点。

4. 個人情報保護条例の解釈・運用の調和

- ・団体間でのデータ連携などにおいて課題と指摘する意見が事例ベースで多く存在。
- ・現行の個人情報保護法上、国と地方との役割分担や連携の在り方が必ずしも明確でない。

5. 地方公共団体の体制面の課題への対応

- ・個人情報保護条例の運用体制が、団体の規模によって大きく異なっている実態。
- ・特に、小規模団体には、個人情報保護条例の運用に苦慮している団体が存在。

（以上）

（注）本資料は、「地方公共団体の個人情報保護制度に関する懇談会」における意見交換の結果としてとりまとめられたものではなく、また、了承されたものでもない。